

○三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成11年3月19日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例(平成10年三田市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(平17規則26・一部改正)

(利用の許可申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定により三田市新三田駅前駐車場(以下「駐車場」という。)の利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に申請しなければならない。

(1) 一時駐車券による駐車 自動発券機による方法

(2) 定期券駐車(以下「定期券」という。)による駐車 自動車駐車場定期券駐車申請書の提出による方法

(3) 回数券駐車(以下「回数券」という。)による駐車 口頭による方法

2 市長は、駐車場の利用を許可するときは、一時駐車については一時駐車券を、定期券駐車については定期券を、回数券駐車については回数券を申請者に交付する。

(平17規則36・旧第3条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

第3条 削除

(平22規則24)

(料金の減免)

第4条 条例第8条に規定する市長が公益上その他必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、駐車料金(以下「料金」という。)に係る減額又は免除(以下「減免」という。)をする額は、当該各号に定める額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき 料金の全額

(2) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うために使用する自動車を駐車させるとき 料金の全額

(3) 駐車場の管理業務を行うために自動車を駐車させるとき 料金の全額

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車及び介護者が運転する自動車を駐車させるとき 料金の5割

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同乗している自動車を駐車させるとき 料金の5割

(6) 療育手帳の交付を受けている者が同乗している自動車を駐車させるとき 料金の5割

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるものを駐車させるとき 市長が別に定める額

2 前項第4号、第5号又は第6号の規定により料金の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

3 市長は、料金の減免の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額を減免の額とする。

(平11規則31・平13規則20・平17規則26・一部改正、平17規則36・旧第6条繰上)

(料金の還付)

第5条 条例第9条ただし書の規定により還付する料金の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。

区分		還付する料金の額
(1) 第2条第2項の規定により定期券による利用の許可を受けた者が、利用の取消しを申請したとき。	利用開始前	既納の料金の全額
	利用開始後	不還付
(2) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により駐車場を利用することができなくなったとき。	利用開始前	既納の料金の全額
	利用開始後	利用することができなかった日数に係る料金の額(利用できなかった日数を当該日の属する月の日数で除して得た数に14,000円を乗じて得た

	額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
--	-----------------------------------

2 前項の表(1)の項の規定による料金の還付を受けようとする者は、自動車駐車場定期券取消申請書に定期券を添えて、市長に申請しなければならない。

(平11規則31・全改、平17規則26・一部改正、平17規則36・旧第7条繰上・一部改正、平20規則57・一部改正)

(駐車券の紛失)

第6条 利用者は、第2条に規定する駐車券(回数券を除く。)の交付を受けた後、当該駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券紛失届出・出庫願書に入庫日その他必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(平17規則36・旧第8条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(定期券の再発行)

第7条 定期券を汚損し、損傷し、又は紛失した者が、定期券の再発行を受けようとするときは、定期券紛失等届出・再発行願書を市長に提出しなければならない。

(平17規則36・旧第9条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(定期券の譲渡等の禁止)

第8条 定期券は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17規則36・旧第10条繰上)

(駐車券の無効)

第9条 市長は、不正に使用された駐車券については無効とする。

(平17規則36・旧第11条繰上)

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第9条の2 条例第12条の2第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平22規則24・追加)

(様式)

第10条 駐車券等の様式は、別に定める。

(平17規則36・旧第12条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則36・旧第13条繰上)

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

付 則(平成14年規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則による改正後の三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成17年規則第26号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年規則第57号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第24号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。